

資料2

前回ご指摘いただいた事項について

平成25年3月6日（水）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部

■ 前回の調達価格等算定委員会（2月19日開催）にて、各委員よりご指摘いただいた事項は以下の通り。

- 10kW以上50kW未満の太陽光発電について、具体的にどの出力規模の案件が多いのか提示して欲しい。【P2】
- 10kW以上1,000kW未満の太陽光発電のシステム価格（太陽光パネル、パワーコンディショナー、架台、工事費を含む）のデータ分布について提示して欲しい。【P3】
- 太陽光発電のシステム価格には下降トレンドが見られるが、これをどのように扱うのか整理が必要。【P4・5】
- 賦課金の負担額について提示して欲しい。【P6】
- 電力多消費事業者向けの減免制度の実績について提示して欲しい。【P7・8】
- 今後の再生可能エネルギーの導入見通しを提示して欲しい。【P9】
- コスト面以外の、再生可能エネルギー導入拡大に向けた課題について整理して提示して欲しい。【P10】
- 調達価格について、ある年度の調達価格は、どの時点で適用されるのか整理して提示して欲しい。【P11】
- RPS制度の適用を受けた固定価格買取制度施行前に運転開始していた既存設備に関して、固定価格買取制度への移行状況を提示して欲しい。【P12】

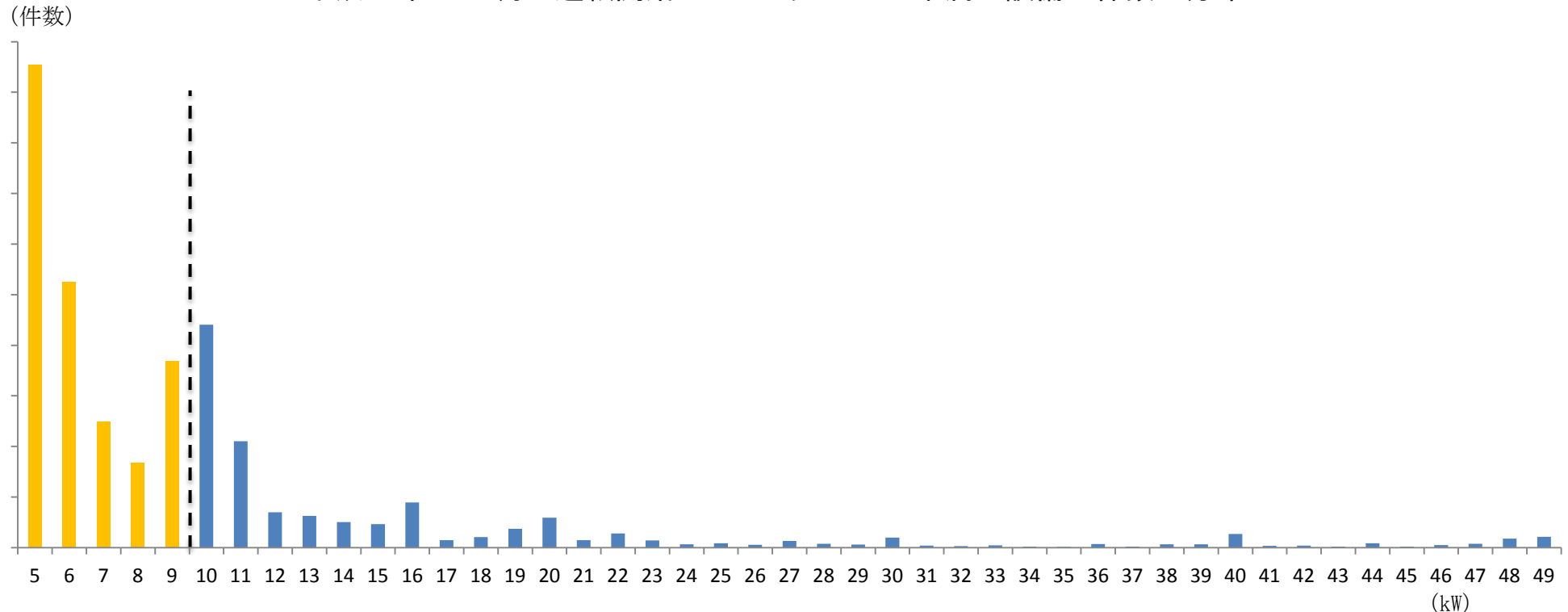
10kW以上50kW未満の太陽光発電の出力規模別の件数分布

<前回委員会でのご指摘事項>

10kW以上50kW未満の太陽光発電について、具体的にどの出力規模の案件が多いのか提示して欲しい。

- 固定価格買取制度の適用を受け運転開始（平成24年10-12月運転開始）した10kW以上50kW未満の太陽光発電設備について、出力規模別の件数分布をみると、10kWに件数が集中している。
- これは、10kWになれば、調達期間20年間での全量売電が可能になることから、実態は10kW未満のものが無理に何とか10kWを超えようとして、件数が大きくなっている可能性が高い。
- このため、仮に、この部分に、新たな区分を設け高めの調達価格を設定することとすると、更に案件が集中し、賦課金の負担を過剰にするおそれが高い。

平成24年10-12月に運転開始した5kW以上50kW未満の設備の件数の分布



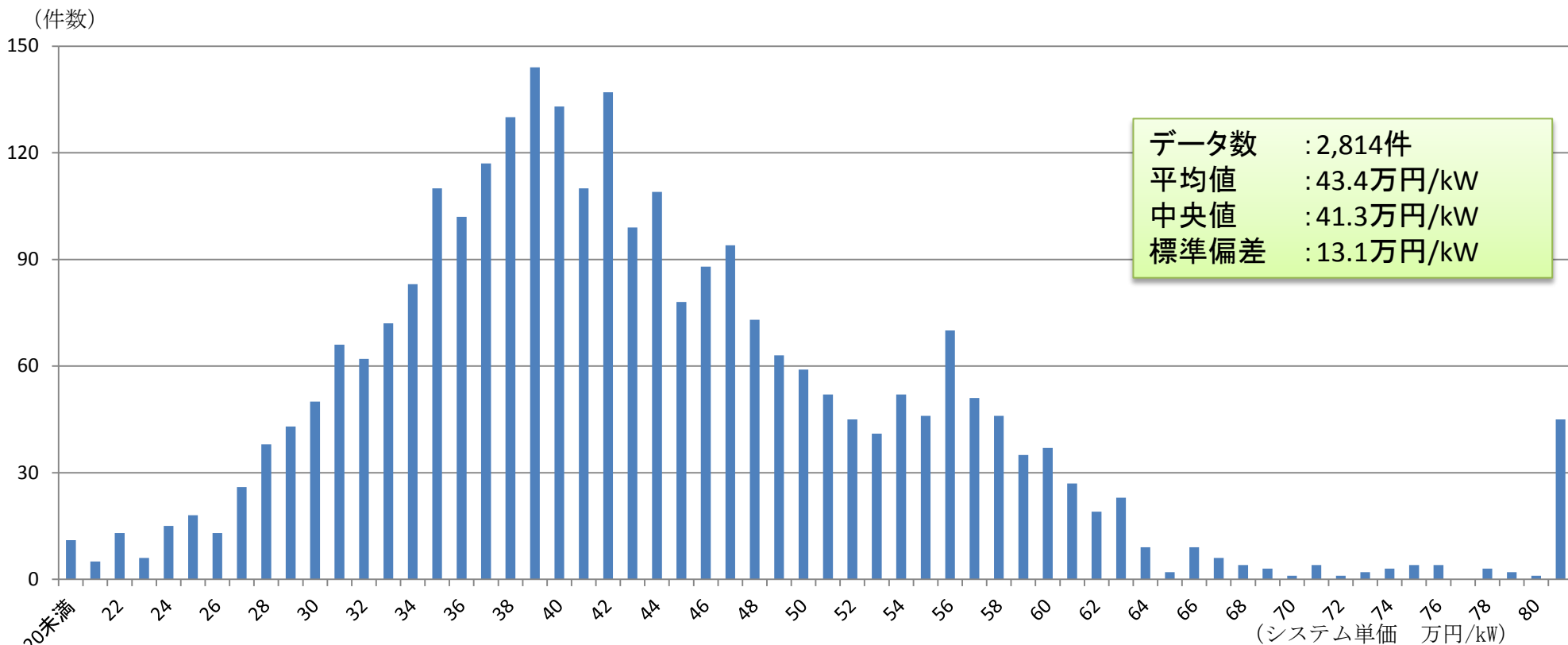
10kW以上1,000kW未満の太陽光発電のシステム価格のデータ分布

<前回委員会でのご指摘事項>

10kW以上1,000kW未満の太陽光発電のシステム価格(太陽光パネル、パワーコンディショナー、架台、工事費を含む)のデータ分布について提示して欲しい。

- 固定価格買取制度の適用を受け運転開始した設備(平成24年10月-12月運転開始)のデータから、10kW以上1,000kW未満の太陽光発電設備のシステム価格の分布を見ると以下の通り。

<10kW以上1,000kW未満の太陽光発電設備(平成24年10月-12月運転開始)のシステム価格の分布>



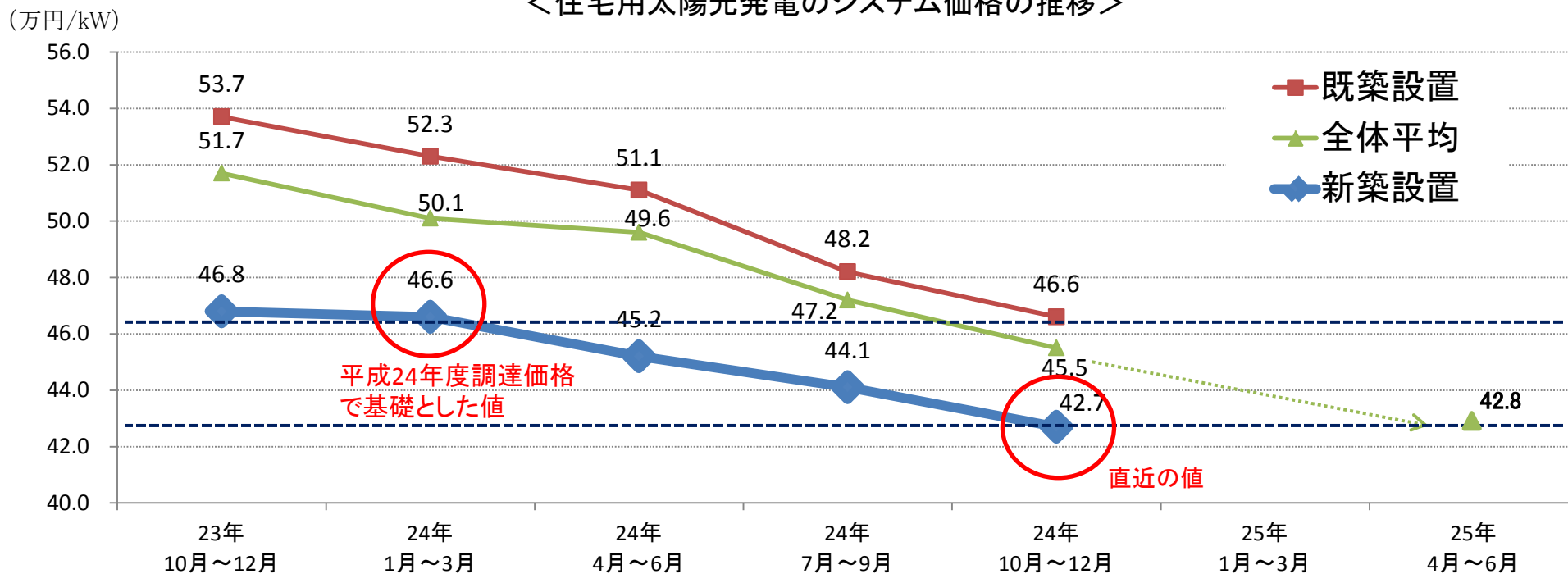
太陽光発電のシステム価格の下降トレンドについて（10kW未満）

＜前回委員会でのご指摘事項＞

太陽光発電のシステム価格には下降トレンドが見られるが、これをどのように扱うのか整理が必要。

- 今年度の調達価格の算定に当たっては、システム価格について、新築住宅設置の平均値である46.6万円/kWを採用。これが、平成24年10月～12月期では、42.7万円/kWまで下落。
- 半年前に、調達価格の基礎とした考え方をすぐに変更することは、事業者の予見可能性を低めるため、基本的には望ましくない。このため、基本的には、同じ算定の基礎の考え方で、コストの変化を認識したい。
- 一方で、平成24年10月～12月期の新築住宅設置のシステム価格である42.7万円/kWが過剰であるかであるが、全体の平均システム価格は、新築住宅設置のシステム価格よりかなり高く、過去1年間の価格下落トレンドに従って下落すると仮定した場合における平成25年4月～6月期のシステム価格は、42.8万円/kWとなり、上記42.7万円/kWとほぼ同水準。
- 以上より、来年度調達価格の算定に当たって、42.7万円/kWを採用することは、高すぎるとは言えないのではないか。

＜住宅用太陽光発電のシステム価格の推移＞



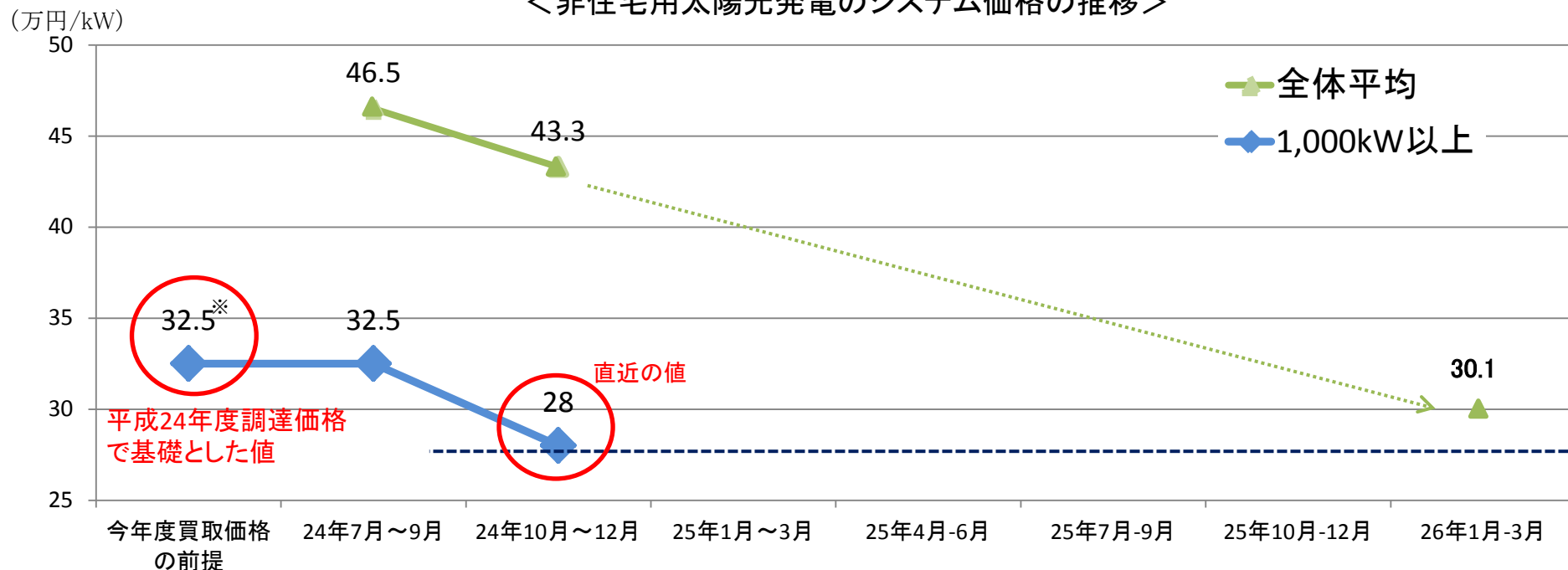
太陽光発電のシステム価格の下降トレンドについて（10kW以上）

＜前回委員会でのご指摘事項＞

太陽光発電のシステム価格には下降トレンドが見られるが、これをどのように扱うのか整理が必要。

- 今年度の10kW以上の調達価格の算定に当たっては、システム価格について、1,000kW以上の設備の数値を捕捉し、32.5万円/kWを採用。これが、平成24年10月-12月期では、28.0万円/kWまで下落。
- 半年前に、調達価格の基礎とした考え方をすぐに変更することは、事業者の予見可能性を低めるため、基本的には望ましくない。このため、基本的には、同じ算定の基礎の考え方で、コストの変化を認識したい。
- 一方で、平成24年10月-12月期の1,000kW以上の設備の平均システム価格である28.0万円/kWが過剰であるかであるが、10kW以上全体のシステム価格が、固定価格買取制度開始後の価格下落率に従って下落すると仮定した場合における平成26年1月～3月期のシステム価格は、30.1万円/kWとなり、上記28.0万円/kWより高いくらい。
- 以上より、来年度調達価格の算定に当たって、28.0万円/kWを採用することは、少なくとも高すぎるとは言えないのではないか。

＜非住宅用太陽光発電のシステム価格の推移＞



<前回委員会でのご指摘事項>

賦課金の負担額について提示して欲しい。

- 固定価格買取制度に基づき家庭や企業などの電気使用者にご負担いただいている賦課金は、今年度は、毎月172億円から215億円の水準※。
- ※電気使用量の多い月は賦課金の徴収額も多く、電気使用量の少ない月は賦課金の徴収額は少なくなる。
- 賦課金の負担額（6ヶ月間で1,173億円）は、電力10社の電気料金回収総額（6ヶ月当たりになると7.2兆円（平成23年度））と比較すると、1.6%程度にとどまっている。

	平成24年度における 賦課金の日本全体 の負担額	内訳	
		固定価格買取制度 に基づく負担	余剰電力買取制度 に基づく負担※2
H24年 8月※1	212億円	152億円	60億円
H24年 9月	207億円	147億円	60億円
H24年10月	175億円	124億円	51億円
H24年11月	172億円	122億円	50億円
H24年12月	192億円	137億円	55億円
H25年 1月	215億円	154億円	61億円
H24年8月～H25年1月 （6ヶ月）の合計	1,173億円	836億円	337億円

※1 固定価格買取制度では、制度が開始した7月に使用した電気に対する電気代（つまり8月の電気代）から賦課金の徴収を開始しているため、賦課金の徴収は平成24年8月から始まっている。

※2 昨年6月に廃止された余剰電力買取制度では、固定価格買取制度と異なり、買取の見込量でなく、実績値に基づき、翌年度に賦課金を回収する方式を採用。このため、平成23年買取分について、平成24年度の賦課金で回収を行っている。

<電力10社の電気料金回収額>
（平成23年度 6ヶ月当たり）

7.2兆円

＜前回委員会でのご指摘事項＞

電力多消費事業者向けの減免制度の実績について提示して欲しい。

- 固定価格買取制度の賦課金の減免制度については、電力多消費事業者の産業競争力に配慮する観点から、国会における法案修正で盛り込まれたもの。
- 具体的には、製造業であれば売上高千円当たりの電気使用量（kWh）が、製造業平均の8倍以上となる事業を行う事業所について、賦課金が5分の1に減免される。
- 減免分については、減免を受けない電気利用者の賦課金にしわ寄せが行かないよう、法律の規定により、予算措置を講じ、国費により補填することとされている。

＜電力多消費事業者向けの減免制度の概要＞

①減免制度の適用要件

売上高千円当たりの電気使用量（kWh）が、

- ・製造業については、製造業平均（0.7）の8倍
- ・非製造業については、非製造業平均（0.4）の14倍

を超える事業を行う事業所

（ただし、電気使用量が年間100万kWh以上の事業所に限定）

②減免額

賦課金が減免措置を受けない場合に比べて5分の1に減免される。

③減免分については、減免を受けない電気利用者の賦課金にしわ寄せが行かないよう、法律の規定により、予算措置を講じ、国費により補填。

＜前回委員会でのご指摘事項＞
電力多消費事業者向けの減免制度の実績について提示して欲しい。

- 平成24年度においては、855事業者が減免措置の適用を受けており、減免規模の総額は63億円となる見込み。
- 減免分を補填するための予算については、平成24年度分は71億円を措置し、平成25年度分は191億円を計上。
- なお、平成24年度において減免措置の適用を受けている全ての事業者及び事業所に関する情報は別紙のとおり。

＜平成24年度の減免事業者の認定実績＞

減免額上位10業種

	業種	平成24年度減免 見込額	事業者数
1	鉄鋼	20.3億円	65社
2	化学	12.3億円	63社
3	非鉄金属	6.1億円	24社
4	電子部品・デバイス	6.0億円	35社
5	上下水道・工業用水	3.6億円	48社
6	鑄造・熱処理	3.0億円	171社
7	窯業・セメント	1.7億円	38社
8	熱供給	1.3億円	49社
9	冷蔵倉庫	1.2億円	119社
10	織物・繊維	0.9億円	60社
	⋮	⋮	⋮
	総計	約63億円	855社

減免額上位10事業者

	事業者	平成24年度減免 見込額
1	大同特殊鋼(株)	2.3億円
2	東京製鐵(株)	1.9億円
3	(株)JFEサンソセンター	1.4億円
4	山陽特殊製鋼(株)	1.3億円
5	(株)SUMCO	1.3億円
6	愛知製鋼(株)	1.3億円
7	ニチコン(株)	1.2億円
8	JFE 条鋼(株)	1.2億円
9	共英製鋼(株)	1.1億円
10	合同製鐵(株)	1.0億円

(注)減免見込額:当該事業者の最新の電力使用量を基に算出した平成24年度における減免額の見込み

＜前回委員会でのご指摘事項＞

今後の再生可能エネルギーの導入見通しを提示して欲しい。

- 今後の導入見通しについて具体的な数値を提示することは困難。
- 一方、今後の見通しの参考となるデータとして、①今年度に運転開始した設備の量と、②2012年12月までに設備認定を受け、まだ運転開始していない設備の量は、それぞれ117万kWと446万kWとなっている。

今年度(2012年4月～12月)に運転開始した再生可能エネルギー発電設備の出力と
2013年1月以降に運転開始予定の設備認定を受けた発電設備の出力

	太陽光 (住宅)	太陽光 (非住宅)	風力	中小水力	バイオマス	地熱	合計
2012年4月～12月に運転開始した設備	約91万kW	約21万kW	約3.4万kW	約0.3万kW	約2.2万kW	0万kW	約117万kW (※)
2012年12月末までに設備認定を受け、まだ運転開始していない設備	約40万kW	約360万kW	約40万kW	約0.2万kW	約6万kW	約0.1万kW	約446万kW

※ 平成25年1月21日の委員会では、速報値として、2012年11月末までに運転開始した再生可能エネルギー発電設備の発電出力を約144.3万kWとしていたが、今回、買取実績のデータを使用し、数字を精査したところ、12月末時点で約117万kWの運転開始であることが確認された。

＜前回委員会でのご指摘事項＞

コスト面以外の、再生可能エネルギー導入拡大に向けた課題について整理して提示して欲しい。

- 太陽光発電以外については、立地に際して必要となる行政手続等に時間を要するため、現時点では普及が本格化していないが、各省庁において、普及の加速化に向けた対応策を講じているところ。

発電区分	普及加速化に向けた課題と対応策
太陽光	・立地に際して特段の規制がないケースが多い。 → 普及のスピードが速い。 ・電力系統の受入容量が小さい北海道については、大規模太陽光発電の立地が集中し、受入量の限界に近づきつつある。
風力	・風況がよく、大規模な風車の立地が可能な場所は北海道や東北の一部に限られている一方で、こうした地域は人口が少ないため送電網が脆弱であり、送電網整備なくしては風力発電の導入が進まない。 → 平成25年度政府予算案に、風力発電のため地域内の送電網を整備し、実証試験を行うための予算を計上。 ・環境アセスメント手続に現状では3～4年程度を要する。 → この手続期間の半減を目指して、経産省と環境省とで具体的な方策を検討中。
中小水力	・水利使用の許可取得手続等に時間を要するケースがある。 → 水利使用手続の簡素化・円滑化に向け、関連する法案を通常国会に提出予定。
地熱	・地熱開発に当たって地元理解が円滑に得られないケースがある。 → 平成25年度政府予算案に、地熱開発を促進するため、地域の地熱利用（熱水を活用したハウス栽培など）等を通じ、地域との共生を図るための予算を計上。 ・環境アセスメント手続に現状では3～4年程度を要する。 → この手続期間の半減を目指して、経産省と環境省とで具体的な方策を検討中。
バイオマス	・路網が十分に整備されていない、地域での合意形成ができていないなど、木材を安定的に供給するための体制が整っていないケースがある。 → 平成24年度政府補正予算等に、路網整備、地域協議会への支援、相談・サポート体制の整備等を行うための予算を計上。

＜前回委員会でのご指摘事項＞

調達価格について、ある年度の調達価格は、どの時点で適用されるのか整理して提示して欲しい。

- ある年度の調達価格の適用を受けるためには、
 - ①系統接続に係る契約の申込みの正式の書面を、売電を行う先の電気事業者が受領した時点と、
 - ②経済産業大臣による設備認定を受けた時点の、いずれか遅い時点がその年度の年度末までになされることが必要。
- 以上2点がなされた時点を価格適用の時点としているのは、一般的に、以上2点がなされた場合には、発電設備の発注契約内容が確定している蓋然性が高く、コストが確定する蓋然性が高いため。

＜関連する規定＞

◆経済産業省告示第百三十九号

平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、法第五条第一項の接続に係る契約の申込みの内容（当該接続に係る再生可能エネルギー発電設備の仕様、設置場所及び接続箇所並びに次の表の第三号から第十五号に掲げるものにあつては、当該申込みを撤回した場合にその相手方である電気事業者が当該申込みの内容の検討に要した費用について、当該申込みを行った者が支払うことに同意する旨の内容を含むものに限る。）を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定のうちいずれか遅い方の行為が行われた場合における当該行為に係る再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第二条各号に定める設備の区分等をいう。）に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

＜前回委員会でのご指摘事項＞

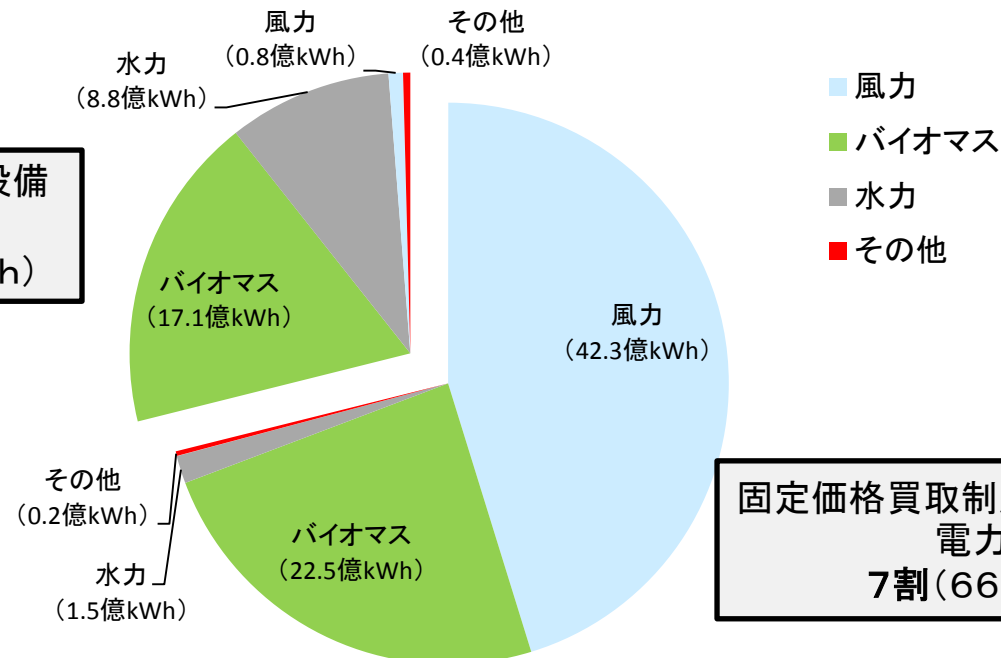
RPS制度の適用を受けた固定価格買取制度施行前に運転開始していた既存設備に関して、固定価格買取制度への移行状況を提示して欲しい。

- RPS制度の適用を受けた既存設備のうち、固定価格買取制度に移行した設備は、電力供給量（kWh）ベースで見れば、約7割（約93.6億kWhのうちの約66.5億kWh）になる。

RPS制度の適用を受けた既存設備の固定価格買取制度への移行状況

RPS制度の適用を受けていた既存設備の総電力供給量
93.6億kWh

RPS制度に残った設備
の電力供給量
3割(27.1億kWh)



固定価格買取制度に移行した設備の
電力供給量
7割(66.5億kWh)